

消費生活トピックス 🕡



大手電話会社の料金が安くなると思ったら・・・

大手電話会社を名乗る事業者から電話がかかって きた。話を聞くと「今より料金が安くなりますよ!今までと同じように使え ます。」と案内された。よく分からないが、少しでも安くなるのはありがたい と思い承諾した。後日知らない会社から光回線の契約書が届いた。

- 内容はしっかり確認しましょう。
- あいまいな返事をせず、必要なければきっぱりと断りましょう。



光回線の契約は、契約書を受け取って8日以内であれば初期契約解 除*ができます。

*解約料はかかりませんが、工事費や利用した通信サービス代、手数料は支払います。

突然の訪問で、断り切れずに契約してしまった!

羽毛布団の販売業者が訪ねてきた。高額な布団であったが、クリーニング無 料のアフターサービスもあると勧められ断ることができず、契約しないと帰 ってくれそうにない。仕方なく契約書にサインしてしまった。



- むやみにドアを開けないようにしましょう。
- あいまいな返事をせず、必要なければきっぱりと断りましょう。



★イント 訪問販売では、契約書を受け取って8日以内であれば、クーリング・ オフ*ができます。

*8日以内に契約解除の通知を送付することで、無条件で契約を解除できます。

お試しのつもりが定期購入に!

テレビショッピングで、やせるサプリメントが初回のみ 500 円で購入でき ると宣伝している。 500 円なら試してみようと購入した。 ところが翌月また 商品が届き、8000円請求された。解約しようと電話をしたら「定期購入 なので必ず5回購入してもらう。解約はできない。」と言われた。



- 通信販売にクーリング・オフ制度はありません。
- 申し込みをする前に、内容をよく確認しましょう。



分かりにくい表示の場合は、交渉できる場合があります。

困ったときや不安になったら、早めに消費生活センターに相談しましょう 飯田市消費生活センター ☎0265-22-4530 消費者ホットダイヤル 188(いやや)